

通報先ごとの保護要件はどのようなものですか？

3つの通報先に応じて、それぞれ保護要件が定められています。

事業者内部への通報を行おうとする場合

(1) 不正の目的で行われた通報でないこと

例えば、金品を要求したり、他人をおとしめるなどの目的の場合は保護されません。

行政機関への通報を行おうとする場合

以下の2つを満たす必要があります。

(1) 不正の目的で行われた通報でないこと

(2) 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

その他の事業者外部への通報を行おうとする場合

以下の3つを満たす必要があります。

(1) 不正の目的で行われた通報でないこと

(2) 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

(3) 次のいずれか1つに該当すること

ア 事業者内部又は行政機関に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例：以前、同僚が事業者内部に通報したところそれを理由として解雇されたような例がある場合

イ 事業者内部に公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例：事業者ぐるみで法令違反が行われている場合

ウ 労務提供先から事業者内部又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

例：誰にも言わないように上司から通報を口止めされた場合

エ 書面（紙文書以外に、電子メールなど電子媒体への表示も含まれます。）により事業者内部に公益通報をした日から20日を経過しても、当該対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先が正当な理由がなくて調査を行わない場合

例：事業者内部に書面で通報して20日を経過しても何の連絡もない場合

オ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例：安全規制に違反して健康被害が発生する危険のある食品が消費者に販売されている場合